令和４年11月１１日

経営事項審査の審査項目及び基準の改正について（お知らせ）

大阪府　都市整備部　住宅建築局

建築指導室　建築振興課

大阪府知事許可の建設業者に係る経営事項審査について、建設業法施行規則等の一部改正（令和５年１月１日施行）に伴い、次のとおり改めますのでお知らせします。

　なお、このお知らせ以降に、提出・提示書類の変更や追加などの申請に係る取扱いや制度の変更、その他このお知らせの記載内容の変更があった場合には、本府建築振興課のホームページや申請会場などでお知らせいたしますので、ご注意頂きますようお願いします。　 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/keisin/index.html>)

1．**改正の適用年月日**

**令和５年１月４日申請受付分**から適用します。

　今回の改正に伴い、建設業法施行規則様式第25号の14・別紙三「その他の審査項目（社会性）」の様式が改定となります。**旧様式での受付は令和４年12月28日まで**となり、**令和５年１月４日以降は新様式での受付**となりますので、ご注意ください（令和５年１月４日以降に旧様式で申請に来られた場合は、申請会場において新様式で作成いただくことになります。）。

　なお、令和４年12月28日までの申請受付と、令和５年１月４日以降の申請受付では、同様式第25号の15「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書通知書」が異なりますが、今般の改正事項についての加点等がなければ、評点は変わりません。

　また「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に関する改正のみ**令和５年８月１４日以降を審査基準日**とする申請で適用となります。

2．**審査基準の改正の内容**

（１）ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の審査基準及び評点

現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を合わせて、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとなります。

〇改定後の審査項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査  機関 | 項目区分 | | 審査項目 |
| 大  阪  府 | 経営規模 | Ｘ１ | ・ 年間平均完成工事高 |
| 経営規模 | Ｘ２ | ・ 自己資本額  ・ 平均利益額 |
| 技術力 | Ｚ | ・ 技術職員数  ・ 元請完成工事高 |
| その他の審査項目  (社会性等) | Ｗ | ・ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況   1. 雇用保険の加入状況 2. 健康保険の加入状況 3. 厚生年金保険の加入状況 4. 建退共の加入状況 5. 退職一時金もしくは企業年金制度の導入 6. 法定外労災制度の加入状況 7. 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 8. 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 9. ワーク・ライフバランスに関する取組の状況**（新設）** 10. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために   必要な措置の実施状況**（新設）**  ・ 建設業の営業継続の状況  ・ 防災活動への貢献の状況  ・ 法令遵守の状況  ・ 建設業の経理の状況  ・ 研究開発の状況  ・ 建設機械の保有状況⇒（加点対象の拡大）  ・ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 |
| 登  録  経  営  状  況  分  析  機  関 | 経営状況 | Ｙ | ・ 純支払利息比率  ・ 負債回転期間  ・ 売上高経常利益率  ・ 総資本売上総利益率  ・ 自己資本対固定資産比率  ・ 自己資本比率  ・ 営業キャッシュフロー  ・ 利益剰余金 |

（２）「建設機械の保有状況(W7)及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加

※上記改正に伴いその他の審査項目（社会性等）が変更になります。

詳細は別添の記載例をご確認下さい。

〇建設機械の保有状況の改正内容

現在の加点対象となる建設機械に加えてダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）・締固め用機械・解体用機械・高所作業車(作業床の高さ２ｍ以上)が加点対象となります。

・ダンプ　土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの

・高所作業車　労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条3項第34号に規定する作業床の高さが２メートル以上の高所作業車

・締固め用機械・解体用機械　労働安全衛生法施行令別表第７第４号に掲げる締固め用機械及び同表第６号に掲げる解体用

（３）建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

**※（３）については、審査基準日が令和５年８月14日以降である申請について適用となりますので、別途詳細についてご案内します。**

**３．発行に要する期間**

　経営事項審査の結果通知書は、申請書を受理し、補正が解消された日から22日程度で発送することとしていますが、審査・調査の進捗状況により、発行が遅れることがありますので、結果通知書が届くまでの期間を十分見込んだうえで、早めに申請してください。また、当該期間の短縮などのご要望には、一切応じられません。

**４．改正に伴う再審査申請について**

　すでに直前の事業年度の終了日（決算日）にかかる経営事項審査を受審された場合でも、今般の改正に伴い再審査申請が可能です（受付期間は、令和５年１月４日から令和５年５月１日まで）。詳細については、別紙[「令和５年１月１日施行の経営事項審査の審査基準改正に伴う再審査申請のご案内」](http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/uploaded/4100/00000000/R050101saikeishin.pdf)をご確認ください。